

# 医療型障害児入所施設（障害病棟）に入院される方へのご案内

## 1 8歳未満の重症心身障害児

### 1 8歳未満の肢体不自由児（筋ジストロフィー患者等が対象）

平成24年4月の児童福祉法の改正により18歳未満の障害児の入所施設の名称が医療型障害児入所施設（指定医療機関）に変更されています。

入所（入院）するにあたっては、様々な手続きが必要となっております。

必要な手続き

1. 障害児施設医療受給者証の申請
2. 病院との契約
3. 医療費助成制度について
4. 食費の標準負担額減額認定証の申請（該当する方）
5. 入院費とのお支払いについて
6. 当センターが提供するサービス内容

## 1. 障害児施設医療受給者証の申請

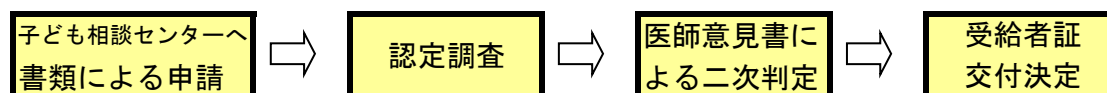
入院をしていただくには、まず、「障害児医療施設受給者証」の交付をこども相談センターから受ける必要があります。

受給者証には、利用するサービスの種類、サービス利用自己負担額が記載されます。

当病棟に入院される場合、利用するサービスの種類は指定医療機関（重症心身障害児）又は指定医療機関（肢体不自由児）となります。

自己負担の内訳は、福祉サービス費、医療費、食費があり、負担する額は世帯の所得等により異なりますが記載されています。

受給者証申請の流れ



※受給者証申請の窓口は、管轄の子ども相談センターになります。

## 2. 病院との契約

障害児医療施設受給者証の交付を受けられますと、病院との契約を結ぶこととなります。

契約の際は、契約内容及び重要事項説明書の内容をご説明いたします。

内容に納得された後に契約書に記名、捺印していただくこととなります。

また、実際に入院される日までに入院に関する書類に記名・捺印していただくこととなります。

20歳以下は親権者（保護者）の方による契約となります。

なお、当院への入院申込書等の提出も必要となりますのでご承知ください。

契約に必要なもの

- ・ご本人（親権者）、身元引受人の印鑑
- ・障害児医療施設受給者証

### 3. 医療費助成制度について

福祉医療費受給者証「重度」を所持している方は障害児施設医療費の利用者負担額の助成を受けることができますので、窓口に提示してください。

ただし、当院で処理できる福祉医療費受給者証「重度」は、岐阜県内の市町村から受給者証を発行された方に限ります。

岐阜県外の市町村が発行した福祉医療費受給者証「重度」を所持している方は、発行した市町村の障害福祉課に払い戻し方法をお問い合わせください。

### 4. 食事の標準負担額減額認定証の申請（該当する方）

世帯が非課税世帯に該当する場合、入院中の食費の減額を受けることができます。

健康保険の種類によって手続き先が異なりますので、保険証を確認の上、手続きを行ってください。

### 5. 入院費とのお支払いについて

ご負担していただく費用のお支払いは、口座引き落としとさせていただきます。入院されるまでに口座引き落とし申込書に記入していただきます。

ご負担していただく費用は、1ヵ月ごとに計算し、翌月の15日までにご請求しますので、請求月の27日に指定の金融機関口座から自動引き落としされます。

#### ご負担していただく費用一覧

①障害児施設給付費及び障害児施設医療費の利用者負担額

②障害児施設医療以外の医療費

特別の事由により、他病棟の特別室を利用した場合の利用料金、文書料及び診療報酬適用外のいわゆる自由診療の医療費などの自己負担額

③ 日用品費

利用者全員が、日常共通的に使用する日用品や利用を受けるサービスについて、施設全体で一括して準備するものは、「利用者に対して一律自己負担する日用品費」として均等に割り振った額を負担していただきます。

ア. 日用品は、施設の判断により利用者に提供します。それ以上を必要とする場合、利用者の好みがある場合は、利用者が準備してください。

イ. 日用品費の利用者負担額については、基本的に年度ごとに見直し、制度の改定及び日用品の実績が物価の変動などによって増減した場合、自己負担額を変更することとします。その際には、利用者及び家族等に事前に説明を行うものとします。散髪代、インフルエンザ予防接種、衣類（上着）等については別途費用が必要となります。

④ 入院時食事療養費

標準負担額は、基本的に1食につき460円となります。

（平成31年4月1日現在）

指定難病患者や小児慢性特定疾病児童、または食事の標準負担額減額認定証を提示された場合は減額されます。

## 6. 当センターが提供するサービス内容

〈障害児施設医療費及び障害児施設給付費の対象となるサービスの概要〉

① 障害児施設医療費（医療及び健康管理）

健康保険法（大正11年法律第70号）の規定の診療報酬の算定方法に基づいた診療にかかる当センターにて行われる医療及び担当医師の判断による健康管理

- I. 疾病の治療
- II. 二次障害の予防
- III. 身体能力及び日常生活能力の維持・向上

② 障害児施設給付費（日常生活の支援）

看護、医学的管理の下における食事や入浴等の介護を提供、日常生活上の相談支援やレクリエーション活動等の社会参加活動支援、声かけ・聞き取り等のコミュニケーション支援及びこれらを通じて身体能力、日常生活能力の維持・向上

- I. 看護、医学的管理の下における介護
- II. 生活の質の向上
- III. 身体能力及び日常生活能力の維持・向上
- IV. 療育の指導
- V. 相談・助言
- VI. 教育・監護

〈障害児施設給付費の対象となるサービス〉

① サービス内容

睡眠の援助、体温の管理、排泄の援助、栄養摂取の援助、洗顔の援助、歯磨きの援助、清拭の援助、部分浴の援助、シャワー浴の援助、入浴の援助、洗髪の援助、爪切りの援助、鼻の手入れの援助、髭剃りの援助、整髪の援助、更衣の援助、体位変換の援助、良肢位保持の援助、移動の援助、環境清掃の援助、学校や家族等への連絡調整

〈障害児施設給付費の対象外となるサービス〉

障害児施設給付費の対象とならない日常生活の支援サービスの提供をご希望される場合提供をご希望される場合には、支援サービスに伴う実費相当の諸費用及び手数料をお支払

いただきます。

① 郵便物等取扱い事務手数料

② 特定の利用者を対象としたレクリエーション活動等に伴う経費並びに施設が個人のサービスと判断し、利用者の代理人として行う業務及び利用者と職員のマンツーマン方式等によるサービスの手数料（例えば、施設外で行う買いもの依頼、2回目以降の社会体験等）

但し、職員の勤務状況によりサービスの提供に応じられないこともあります。